

四日市市選管告示第53号

平成27年5月24日執行の桜財産区管理委員選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成27年5月19日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

（選挙管理委員会事務局）